

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 73

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

警察を名乗る
電話に注意！

いったん電話を
切ろう

警察を名乗る電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀していると言っている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」などと言われて、ビデオ通話に誘導され、警察手帳を見せられた。その後相手の指示に従い、住所や銀行口座等を伝え運転免許証を提示した。長時間通話が続き、金銭を振り込むよう言われたところで、不審に思い電話を切った。個人情報悪用の悪用が心配だ。

- ◎ 警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。
- ◎ 警察からと思われる電話番号でも、所属や担当者名等を聞いたうえでいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べたうえで相談しましょう。
- ◎ 簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を伝えないでください。
- ◎ 心配なときは、「稚内消費者センター」や「警察」にご相談ください。

<23-4133>

<#9110>



* ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ * ~ . ~ *

[参考資料:独)国民生活センター]

商品が届かない...! 返金してもらえない...!

悪質通販サイトを巡るトラブルにご注意

こんなサイトに要注意

- ☑ 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- ☑ ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- ☑ サイト内の説明が不自然な日本語の文章となっている
- ☑ 支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である
- ☑ キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
- ☑ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていないなど



『悪質通販サイト情報』をチェック!
ここに掲載されていたら注文しない!!

国民生活センター
越境消費者センターHPにて
悪質通販サイト情報
公表中

相談事例（稚内市消費者センター）

【相談事例】

5月中旬、PCでロボット掃除機をインターネット検索した。気に入ったロボット掃除機を注文し翌日に代金を振込した。振込先は外国人名だった。その後『出荷手続きを進めています』とメール連絡があった。数日後『在庫切れです。キャンセルさせてください。返金についてはLINEで連絡するように』とメールが届いたので、「LINEは利用していない。指定口座へ返金してほしい」と返信した。再度、事業者より『LINEでやり取りするように』と連絡があったが、「LINEの利用はしていない」と返信した。その後、事業者から連絡がない。自分はLINEを事業者と繋げるつもりはない。どうしたら良いか。



【対処】

当センターで販売サイトを閲覧し事業者の会社概要を確認したが、連絡先電話番号の記載はなく連絡方法はメールのみで、大幅な値引きがされ、サイトの日本語表記が不自然であった。また、振込先が外国人名義のため詐欺的な販売サイトとされた。サイトに電話番号の記載が無かったため、センターでは事業者と連絡が取れないと対応が困難であることを伝え、振り込め詐欺救済法について情報提供し、振込控えを用意のうえ警察へ相談するよう助言した。LINEで事業者と連絡を取ると、返金すると言って〇〇ペイ等から返金手続きと称して逆に送金させられる手口がある事、及び詐欺的なサイトのチェック方法等を伝え注意喚起を行った。

怪しい通販サイトに
注意してください！



体育祭・文化祭の当日になっても届かない!?

トラブル防止のチェックリスト



HPの特定商取引法に基づく表記などで住所・連絡先・キャンセル条件を確認する！



実在する企業やスポーツチームのロゴが入ったTシャツは、正規品でなければ選ばない！



発送予定日を確認して余裕をもって注文する。。。



注文前に先生や保護者に確認してもらいましょう！

～先生・保護者の方へ～

・カタログやチラシ等を学校に設置する場合は、事業者の住所・連絡先キャンセル条件が記載されているか、デザインがコピー商品に該当しないかをよく確認してください。

契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：8月10日・9月14日・10月5日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ → 電話（直通）：0162-23-6413